

理事、監事及び評議員に対する報酬等の基準 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人めばえ会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規程に基づき理事、監事及び評議員の支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (4) 非常勤職員等とは、役員のうち、常勤役員以外のもの及び評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等の職務代行の対価として報酬等を支給することが出来る。

2 常勤役員の報酬等は、別表1に定めるところによる。

3 前項に定める報酬等の額は、評議員会の決議により決定する。

4 非常勤役員等の報酬等は、別表2に定めるところによる。

(報酬当の支払い日及び支払い方法)

第4条 報酬等は、その都度、現金にて支払うものとする。ただし本人の指定する銀行口座に振り込むことが出来る。

(公表)

第5条 この規程をもって、この法人の報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議委員会の決議により行うものとする。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、第1回評議員会の議決の日より施行する

別表第1 常勤役員の報酬等の額
報酬等は無支給とする。

別表第2 非常勤役員の報酬等の額
報酬等は無支給とする。